

日医工医療行政情報

<https://Stu-ge.nichiiko.co.jp/>

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための 特例的 電話・オンライン診療（詳細版） ～COVID-19感染疑いのない患者を中心に～

作成：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第8304号 吉井優実
 監修：日医工株式会社（公社）日本医業経営コンサルタント協会認定 登録番号第4828号 長岡俊広

参考資料

厚生労働省 事務連絡

4月10日付「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）」

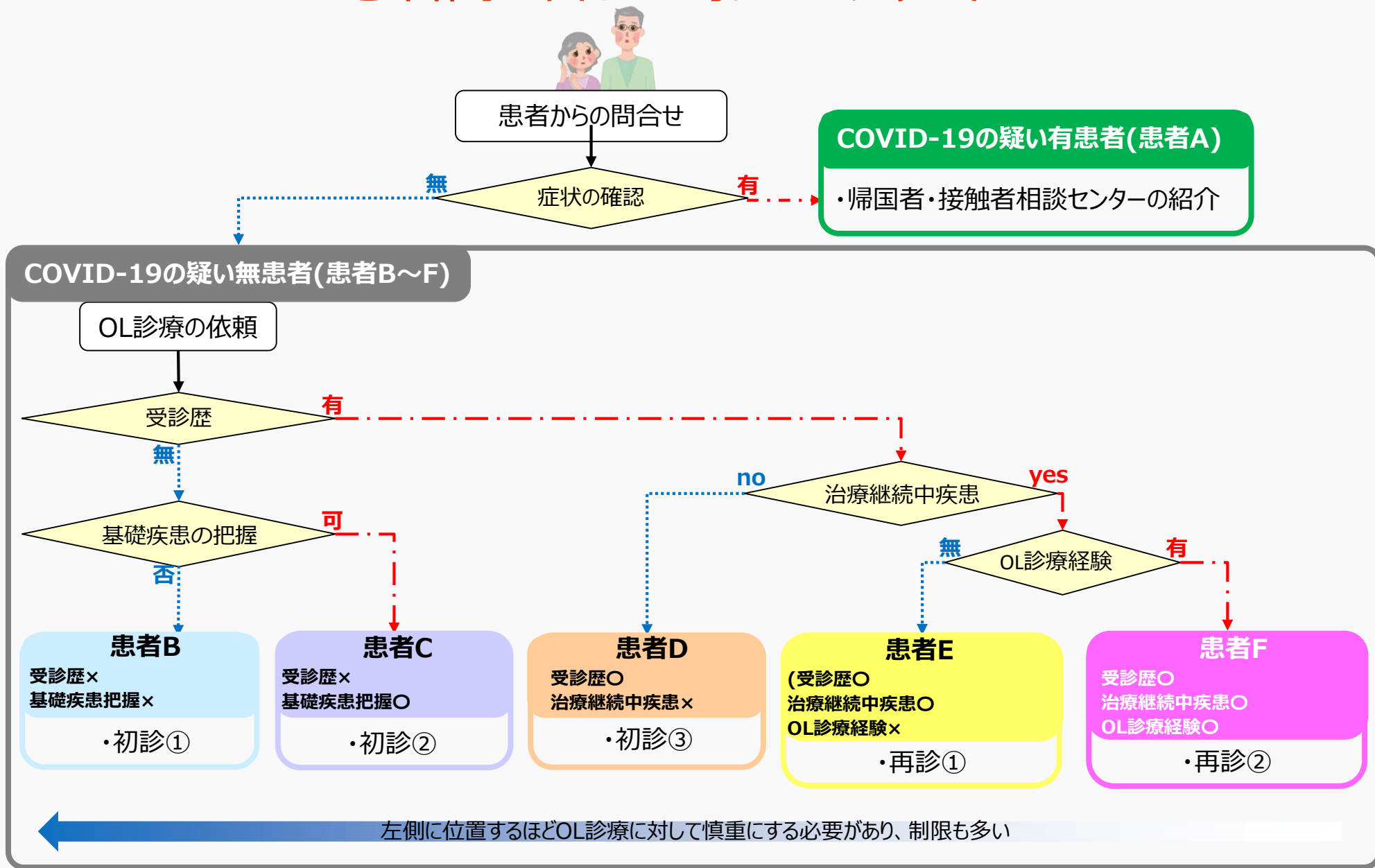
4月10日付「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時
限的・特例的取扱いについて」

4月24日付「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その14）」

資料No.2020012-1056(4)-1

本資料は、2020年4月24日迄の情報に基づき、日医工（株）MPSグループが編集したものです。その正確性等について保証するものではありません。本資料のご利用により、直接または間接に損害が発生したとしても、一切の責任は負いかねます

患者問い合わせ時フローチャート



左側に位置するほどOL診療に対して慎重にする必要があり、制限も多い

	初診			再診	
	受診歴×		受診歴○		
	基礎疾患把握× (患者B)	基礎疾患把握○ (患者C)	治療継続中疾患× (患者D)	治療継続中疾患○	
			OL診療経験× (患者E)	OL診療経験○ (患者F)	
前提条件	患者からの求めを受けた際、電話や情報通信機器を用いた診療可否の判断				
確認事項	<ul style="list-style-type: none"> 過去の診療録 診療情報提供書 地域医療情報連携ネットワーク 健康診断の結果 			—	—
条件および留意点※1	下記を患者に説明 <ul style="list-style-type: none"> 初診から電話や情報通信機器を用いた診療が不適な疾患 生ずる恐れのある不利益 急病急変時の対応方針等 			—	—
記録内容	※1の内容 <ul style="list-style-type: none"> 診療録に処方箋情報を送付した薬局を記載 			【診療録】 <ul style="list-style-type: none"> 電話や情報通信機器を用いた診療により生じる恐れのある不利益や容易に予想される症状の変化、処方医薬品等を記載(患者説明し同意を得て、説明内容を記載する) 処方箋情報を送付した薬局を記載 	【診療計画】 <ul style="list-style-type: none"> 発症が容易に予想される症状を医学的評価を行った上、追記(患者に計画変更について同意を得る) 【診療録】 <ul style="list-style-type: none"> 処方箋情報を送付した薬局を記載
処方箋の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> 処方箋備考欄に「0410対応」記載 患者同意を得て患者希望の薬局へFAX(診療録に送付先薬局記載) 薬局へ処方箋原本の送付(それまでは医療機関が保管) 				
	基礎疾患を把握できていない場合その旨を処方箋備考欄に明記	—	—	—	—
処方制限【日数】	処方日数7日上限	—	—	—	—
処方薬について	麻薬・向精神薬処方不可			—	—
	ハイリスク薬処方不可	—	—	—	—
次回対応	2度目以降も電話や情報通信機器を用いた診療を行う場合は、初めの診療記録は「過去の診療録」にならず、初診を継続する			—	—
その他留意点	対面診療が必要とされる場合 →電話や情報通信機器を用いた診療対応医療機関による診療又は予め承諾を得た他の医療機関の紹介			既処方薬は処方可 発症が容易に予測される症状の変化に対する未処方の医薬品の処方可	

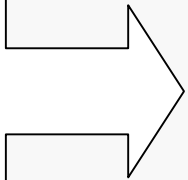
注意事項一覧(事務連絡)

			初診			再診	
			受診歴×		受診歴○		
			基礎疾患把握× (患者B)	基礎疾患把握○ (患者C)	治療継続中疾患× (患者D)	治療継続中疾患○	
						OL診療経験× (患者E)	OL診療経験○ (患者F)
A000	電話等を用いた場合の初診料	214点	○	○	—	—	—
A001	電話等再診料	73点	—	—	○	○	○
A003	オンライン診療料	71点	—	—	—	—	○※1
診療報酬点数	調剤料 処方料 処方箋料 調剤技術基本料 薬剤料		○	○	○	○	○
	B 対象となる医学管理料の注に規定する 「情報通信機器を用いた場合」	100点	—	—	—	条件に該当であれば○	条件に該当であれば○
	B000 2特定疾患療養管理料 「許可病床数が100床未満の病院の場合」 ※ただし、「慢性疾患を有する定期受診患者」かつ「OL診療以前に対面診療で診療計画等で療養管理を行って」おり、「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料等を算定していた患者」に限る	147点 (月1回)	—	—	—	条件に該当であれば○ ※2	条件に該当であれば○ ※2
	医学管理料		—	—	—	○	○
	実施状況の報告	実施状況について別添1の様式により、所在地の都道府県に毎月報告する					—

※1 オンライン診療料は、慢性疾患等の定期受診患者に対して、対面診療と、ビデオ通話が可能な情報通信機器を活用した診療（オンライン診療）を組み合わせた計画に基づき、オンライン診療を行った場合に算定できるが、新型コロナ禍での算定はA001の電話等再診料を算定することになると思われる。

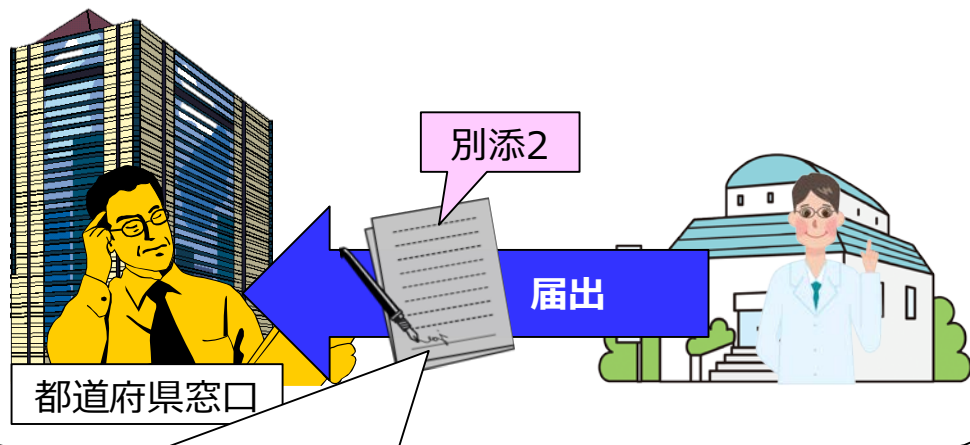
※2 以前より対面診療において対象となる医学管理料（※3）を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行うことが求められる。

- ・特定疾患療養管理料
- ・小児科療養指導料
- ・てんかん指導料
- ・難病外来指導管理料
- ・糖尿病透析予防指導管理料
- ・地域包括診療料
- ・認知症地域包括診療料
- ・生活習慣病管理料

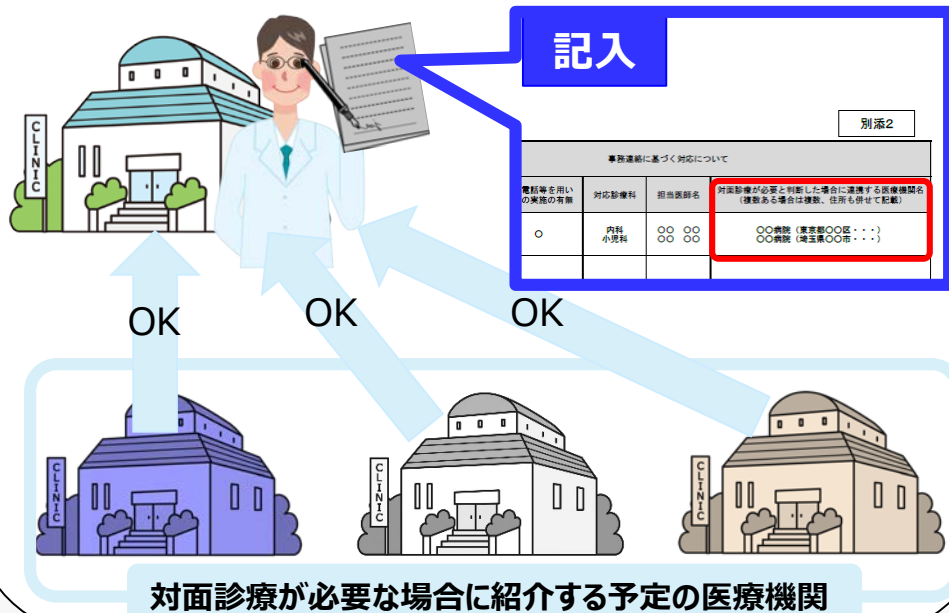


以前より対面診療において対象となる医学管理料を算定していた患者に対して、電話や情報通信機器を用いた診療においても当該計画等に基づく管理を行うこと。

都道府県の窓口へ届出を行う



その際、「対面診療が必要な場合に紹介する予定の医療機関」がある場合は、事前に了承を得て所定欄に記入



HP等において
オンラインの場合は1~5を記載
電話のみの場合は、1,4,5を記載すること

1. オンラインによる診療を行うこと



2. 標榜する診療科

- ・ ○○科
- ・ ×××科

3. 担当医師と顔写真



○○○○医師

4. 対応可能な時間帯

AM



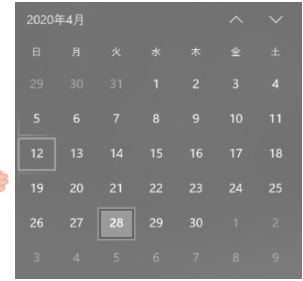
PM

5. 予約の方法等



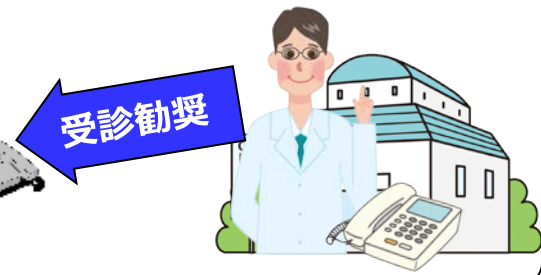
※HPに、診療が困難な症状や対面診療が必要になる場合があることを記載することでトラブルを未然に防げます。

患者の求めに応じて予約の調整



医師以外のスタッフが電話で行うことを想定

症状によっては、電話では診断や処方とならず、対面診療や受診勧奨になることを伝える



受給者資格の確認



上記の対応が困難な時

電話にて

氏名、生年月日、連絡先（電話番号、住所、勤務先等）に加え、保険者名、保険者番号、記号、番号等の被保険者証の券面記載事項を確認



患者の利用する支払方法の確認



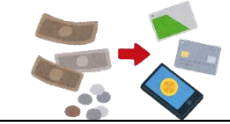
代金引換



銀行振込



クレジットカード決済



その他電子決済等

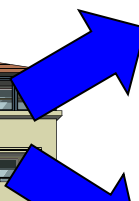
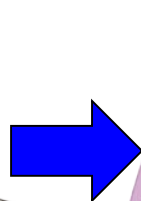
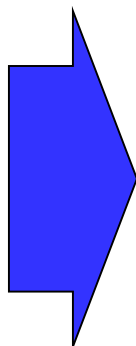
電話による診療の場合(診療)

予約時、患者から聞き取った電話番号に電話する

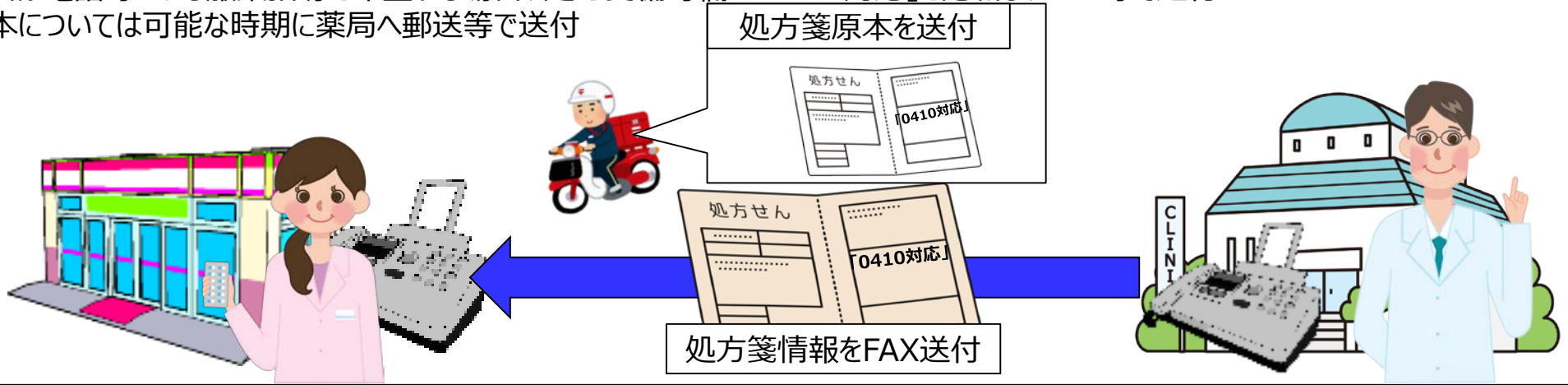


電話による診療での
診断や処方が困難な場合

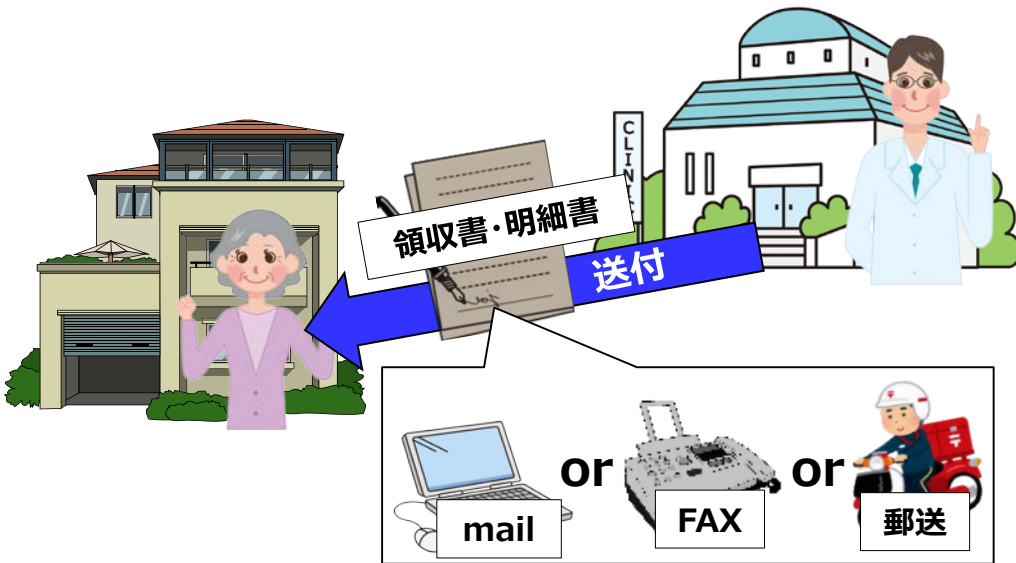
受診勧奨
(のみの場合は診療報酬は算定不可)



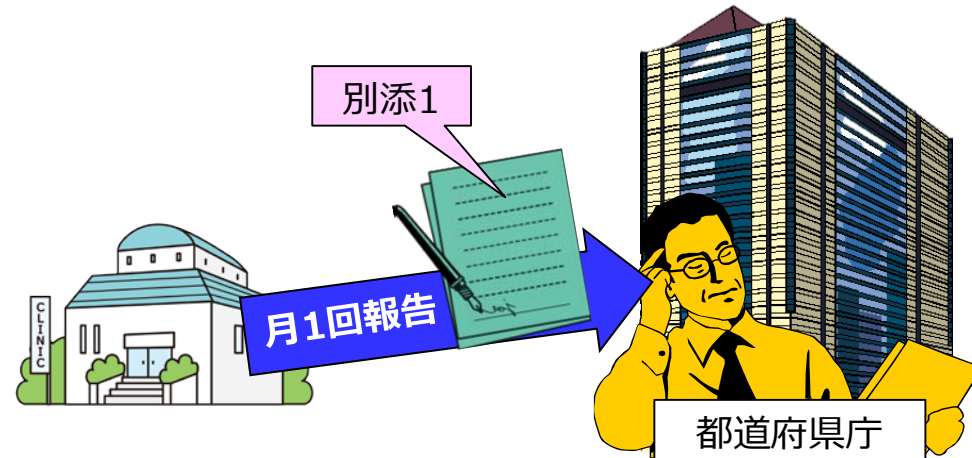
患者が電話等による服薬指導を希望する場合、処方箋備考欄に「0410対応」と記載し、FAX等で送付
 原本については可能な時期に薬局へ郵送等で送付



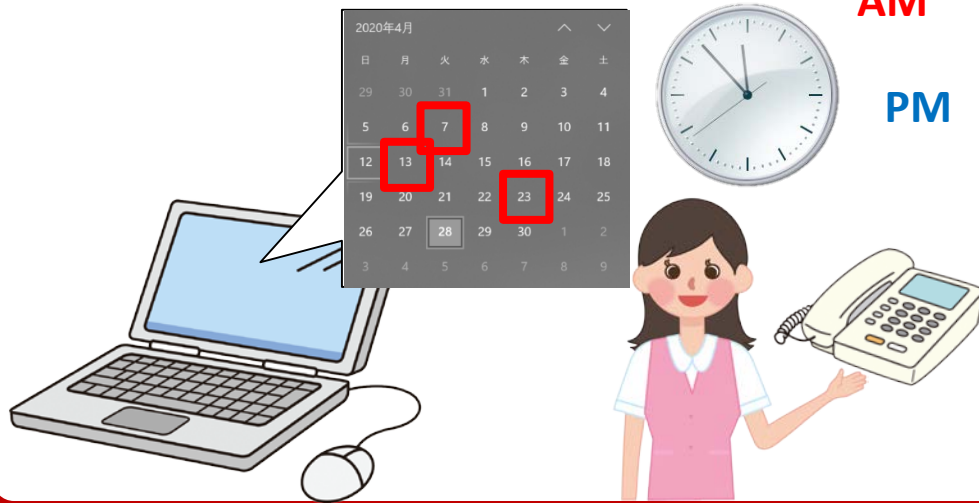
精算手続きを行い、領収書と明細書を無償で患者に交付



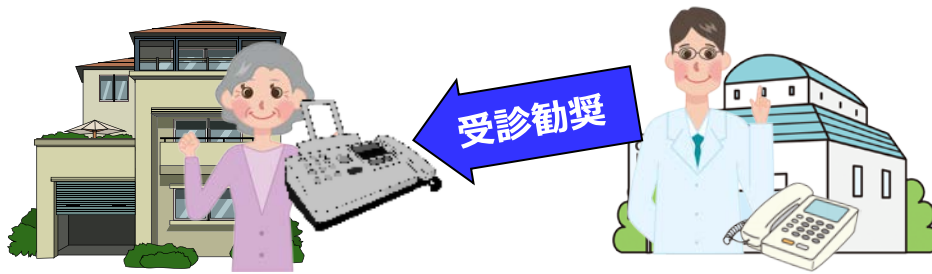
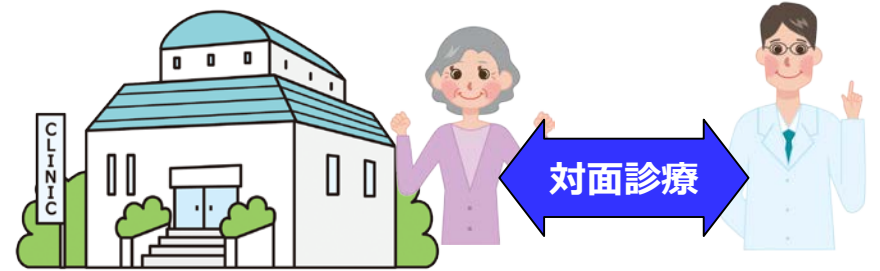
初診患者を診療した場合+特例的OL初診患者のOL再診時
 所定の調査票に必要事項を記入し、月1回都道府県庁へ報告



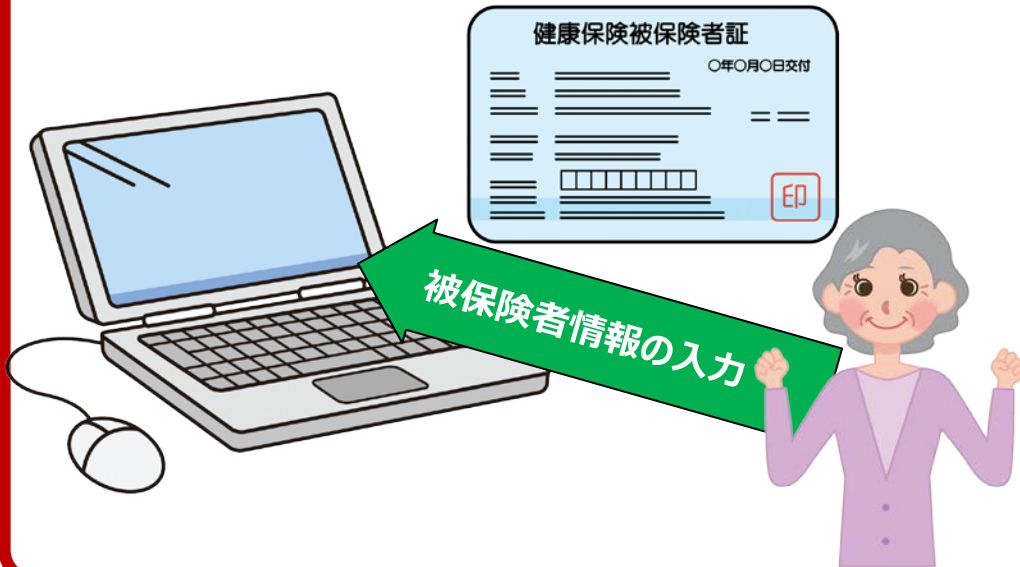
Web予約等システムや電話で予約を受付



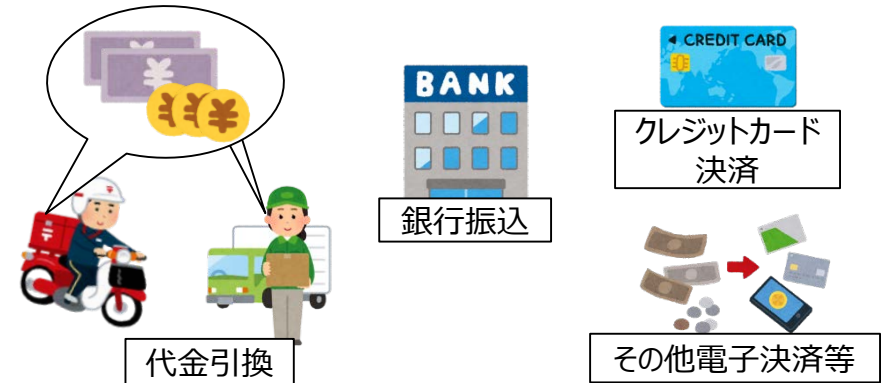
症状によっては、電話では診断や処方とならず、対面診療や受診勧奨になることを伝える



被保険者情報入力等で事前に受給者資格の確認



患者の利用する支払方法の確認

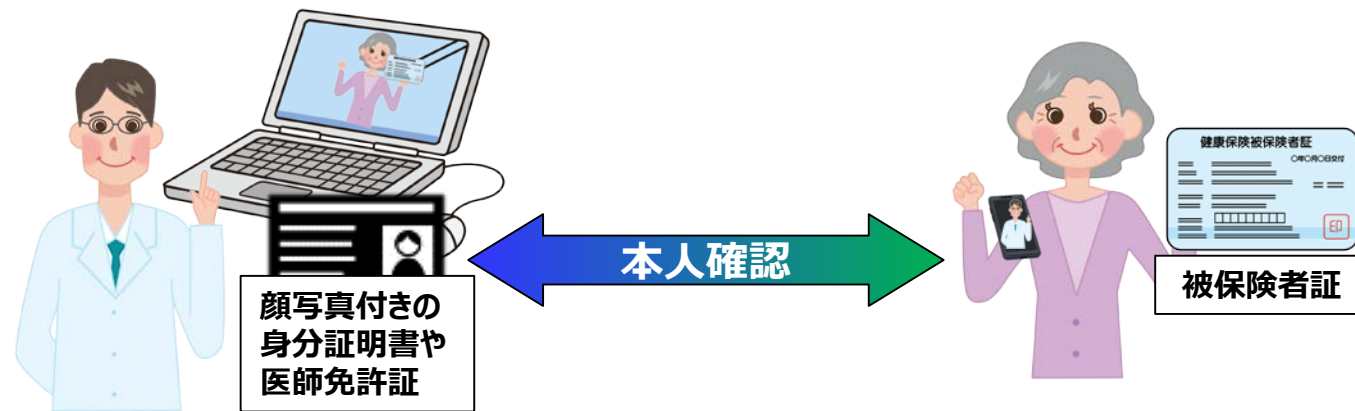


オンラインによる診療の場合(診療)

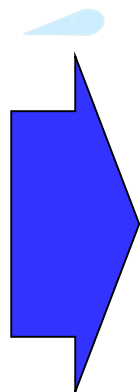
アプリやテレビ電話で医師から患者
デバイスに接続



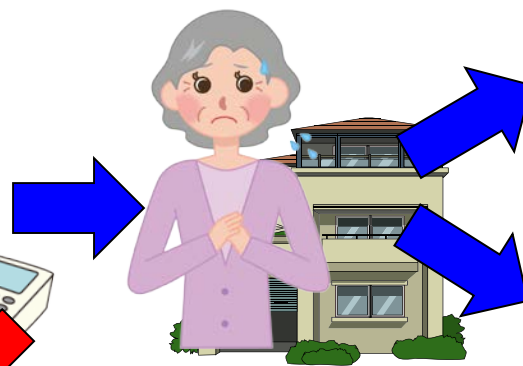
医師と患者の本人確認



オンラインによる診療での診
断や処方が困難な場合



受診勧奨
(のみの場合は診療報酬は算定不可)

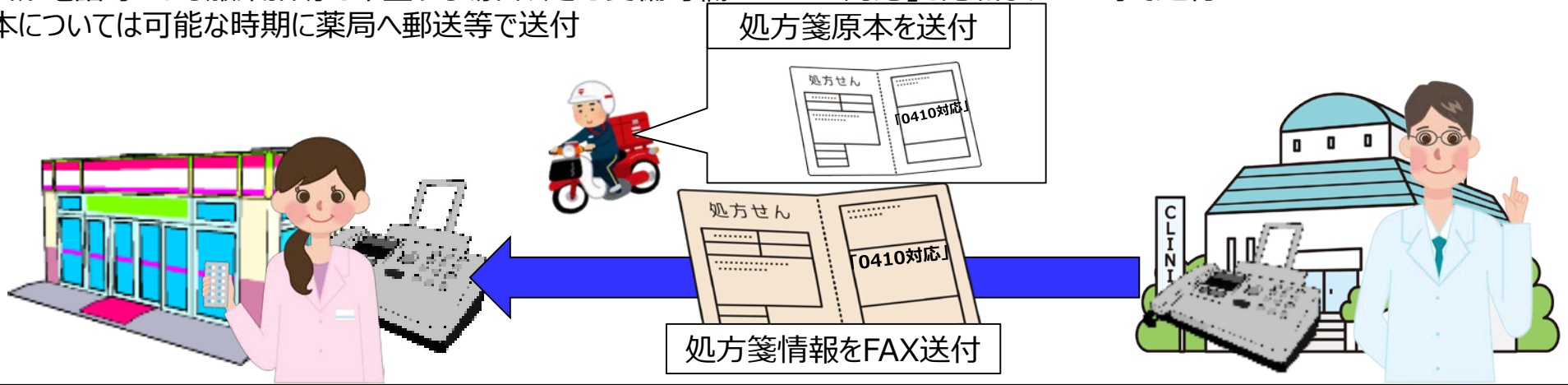


対面での受診

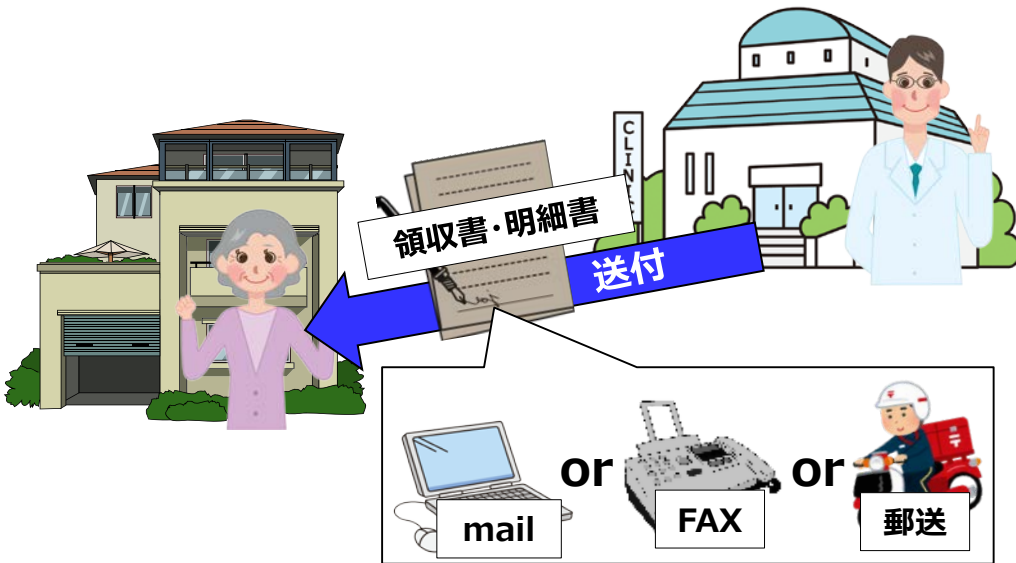


予め承諾を得た他の医療機関

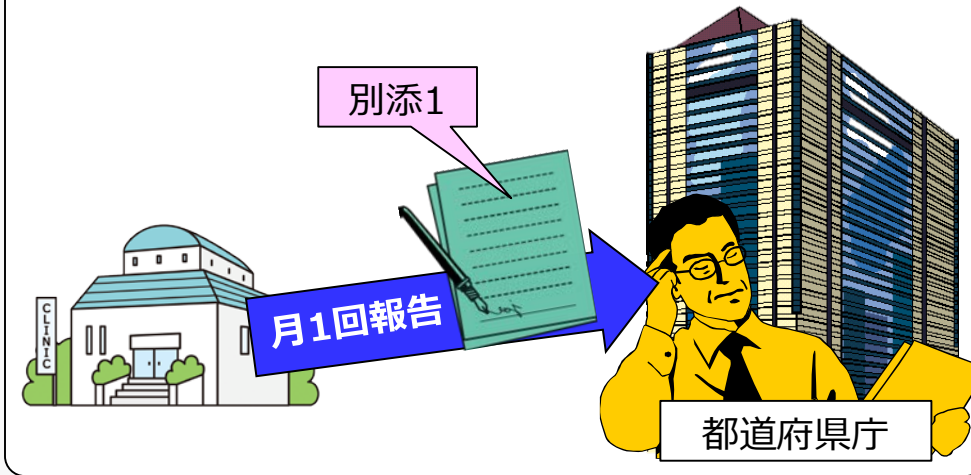
患者が電話等による服薬指導を希望する場合、処方箋備考欄に「0410対応」と記載し、FAX等で送付
 原本については可能な時期に薬局へ郵送等で送付



精算手続きを行い、領収書と明細書を無償で患者に交付



初診患者を診療した場合+特例的OL初診患者のOL再診時
 所定の調査票に必要事項を記入し、月1回都道府県庁へ報告



新型コロナウイルス感染症に係る 診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その14）より 外来、在宅及び訪問看護に関するQ&Aを抜粋

問1 小児科外来診療料及び小児かかりつけ診療料の施設基準の届出を行っている保険医療機関において、6歳未満の乳幼児又は未就学児に対して、初診から電話や情報通信機器を用いた診療により診断や処方をする場合について、どのように考えればよいか。

（答）初診料の注2に規定する214点を算定すること。なお、この場合において、診断や処方をする際は、「新型コロナウイルスの感染拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。）や別紙における留意点等を踏まえ、適切に診療を行うこと。また、その際、医薬品の処方を行い、又はファクシミリ等で処方箋情報を送付する場合は、調剤料、処方料、処方箋料、調剤技術基本料、又は薬剤料を算定することができる。

問2 保険医療機関において検査等を実施し、後日、電話や情報通信機器を用いて、検査結果等の説明に加えて、療養上必要な指導や、今後の診療方針の説明等を行った場合、電話等再診料を算定できるか。

（答）算定できる。

問3 新型コロナウイルスの感染症患者（新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者を含む。）に対して、往診等を実施する場合にも、必要な感染予防策を講じた上で当該患者の診療を行った場合には、院内トリアージ実施料を算定できるか。

（答）算定できる。なお、必要な感染予防策については、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第1版」に従い、院内感染防止等に留意した対応を行うこと。特に、「5 院内感染防止」及び参考資料「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（国立感染症研究所）」の内容を参考とすること。

新型コロナウイルス感染症に係る 診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その14）より 外来、在宅及び訪問看護に関するQ&Aを抜粋

問4 前月に「月2回以上訪問診療を行っている場合」の在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料（以下「在医総管等」という。）を算定していた患者に対して、当月も診療計画に基づいた定期的な訪問診療を予定していたが、新型コロナウイルスへの感染を懸念した患者等からの要望等により、訪問診療を1回実施し、加えて電話等を用いた診療を実施した場合について、どのように考えればよいか。

（答）当月に限り、患者等に十分に説明し同意を得た上で、診療計画に基づき「月2回以上訪問診療を行っている場合」の在医総管等を算定しても差し支えない。なお、次月以降、訪問診療を月1回実施し、加えて電話等を用いた診療を実施する場合には、診療計画を変更し、「月1回訪問診療を行っている場合」の在医総管等を算定すること。ただし、電話等のみの場合は算定できない。また、令和2年3月に「月1回訪問診療を行っている場合」を算定していた患者に対して、令和2年4月に電話等を用いた診療を複数回実施した場合は、「月1回訪問診療を行っている場合」を算定すること。なお、令和2年4月については、緊急事態宣言が発令された等の状況に鑑み、患者等に十分に説明し同意を得た上で、訪問診療を行わず、電話等による診療のみの場合であっても、在医総管等を算定して差し支えない。

問5 新型コロナウイルスに関連して、自治体等の要請に基づき外出を自粛している者であって主治医の診察の結果、継続的な訪問看護が必要であるものとして指示書が発行され、訪問看護ステーションの看護師等が継続的に宿泊施設に訪問看護を行った場合、訪問看護療養費は算定できるか。

（答）算定できる。なお、医療機関から訪問看護・指導を実施した場合についても同様に訪問看護・指導に係る報酬を算定できる。

新型コロナウイルス感染症に係る 診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その14）より 外来、在宅及び訪問看護に関するQ&Aを抜粋

問6 新型コロナウイルス感染症の利用者（新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者を含む。以下同じ。）に対する訪問看護を実施する場合について、当該利用者の状況を主治医に報告し、主治医から感染予防の必要性についての指示を受けた上で、必要な感染予防策を講じて当該利用者の看護を行った場合は、どのような取扱いとなるか。

（答）訪問看護ステーションにおいては特別管理加算（2,500円）を、医療機関においては在宅移行管理加算（250点）を、月に1回算定できる。また、特別管理加算を新型コロナウイルス感染症の利用者に対してのみ算定する訪問看護ステーションについては、訪問看護療養費に係る訪問看護ステーションの基準等（平成18年厚生労働省告示第103号）第一の六の（5）に規定する基準を満たしているものとみなすとともに、届出は不要とすること。なお、すでに特別管理加算又は在宅移行管理加算を算定している利用者については、当該加算を別途月に1回算定できる。訪問看護ステーションにおいては、訪問看護記録書に、主治医の指示内容及び実施した感染予防策について記録を残すこと。また、訪問看護療養費明細書の「心身の状態」欄に、新型コロナウイルス感染症の対応である旨を記載すること。

問7 主治医の指示書及び訪問看護計画に基づき、訪問を予定していた訪問看護ステーションの利用者について、新型コロナウイルスへの感染を懸念した利用者等からの要望等により、訪問看護が実施できなかった場合であって、代わりに看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合、訪問看護療養費を算定できるのか。

（答）当該利用者に対して訪問看護の代わりに電話等による対応を行う旨について主治医に連絡し、指示を受けた上で、利用者又はその家族等に十分に説明し同意を得て、看護職員が電話等で病状確認や療養指導等を行った場合について、訪問看護管理療養費のみを算定可能とする。ただし、当該月に訪問看護を1日以上提供していること。なお、訪問看護記録書に、主治医の指示内容、利用者等の同意取得及び電話等による対応の内容について記録を残すこと。訪問看護療養費明細書には、「心身の状態」欄に新型コロナウイルス感染症の対応である旨を記載すること。

新型コロナウイルス感染症に係る 診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その14）より 外来、在宅及び訪問看護に関するQ&Aを抜粋

問10 保険医療機関が、新型コロナウイルス感染症に関するPCR 検査が必要と判断した患者について、当該患者の同意を得て、保健所（保健所等に設置される帰国者・接触者相談センターを含む。以下同じ。）に、PCR 検査を実施する上で必要な情報を文書により提供するにあたって、保健所を、診療情報提供料（I）注2の市町村に準ずるものと解して当該点数を算定することは差し支えないか。

（答）差し支えない。

問11 保険医療機関が、新型コロナウイルス感染症に関するPCR 検査が必要と判断した患者について、保健所に、PCR 検査を実施する上で必要な情報を文書により提供するにあたって、「行政検査を行う機関である地域外来・検査センターの都道府県医師会・郡市区医師会等への運営委託等について」（令和2年4月15日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）別紙2を用いた場合、診療情報提供料（I）を算定することは差し支えないか。

（答）差し支えない。

問24 新型コロナウイルス感染症患者であって宿泊療養又は自宅療養を行っている者に対し、保険医療機関の医師等が宿泊施設等に往診等を行い、宿泊療養又は自宅療養の解除が可能かどうかの判断を目的として新型コロナウイルス核酸検出を実施した場合はどのような取扱いとなるか。

（答）退院可能かどうかの判断を目的として実施した場合と同様に、新型コロナウイルス核酸検出に係る点数を算定できる。

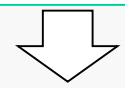
実施状況調査票(別添1) 参考

医療機関における電話や情報通信機器を用いた診療等の実施状況調査票

別添1

基本情報													
施設名	郵便番号	住所(都道府県から記載)			電話番号	ウェブサイトURL							
例	〇〇病院	000-0000	東京都千代田区・・・			080-0000-0000	http://www...						
対応した医師		初診からの電話等による診療等の実施について (以下のいずれが該当するものに○を記入してください。)				患者情報		診療の内容					
日付	診療科	医師名	過去の診療記録により基礎疾患の情報を把握できなかった患者に対して診療を行った。	過去の診療記録により基礎疾患の情報を把握できない患者に対して診療を行った。	電話等により診断や処方を行うことが困難と判断し、対面での診療と同等の情報を得る手段から診療を実施するといった対応を行った。(実診移動)	年齢	性別	住所地(都道府県)	診断名(診断がついた場合は記載)	療育の内容(対面診療を除外した場合はその旨)	処方した薬剤(処方日数)	(保険診療の場合)診療料	再診の予約日(○印装)
例	2020/4/13	内科	〇〇 〇〇	○		35	男	東京都	発熱	自宅待機	コカール(4日分)	電話再診	4日後

令和2年4月10日 厚生労働省医政局事務課事務連絡
 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的取扱いについて」より抜粋



医療機関の調査票(別添2)

電話や情報通信機器を用いて診療を実施する医療機関の調査票

別添2

基本情報						事務連絡に基づく対応について						
施設名	郵便番号	住所(都道府県から記載)			電話番号	ウェブサイトURL	初診の電話等を用いた診療の実施の有無	再診の電話等を用いた診療の実施の有無	対応診療科	担当医師名	対面診療が必要と判断した場合に連携する医療機関名(複数ある場合は複数、住所も併せて記載)	
例	〇〇病院	000-0000	東京都千代田区・・・			080-0000-0000	http://www...	○	○	内科 小児科	〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	〇〇病院(東京都〇〇区・・・) 〇〇病院(埼玉県〇〇市・・・)